

# 金融機関の融資動向等に関するアンケート調査結果の概要

## I. 調査実施方法

平成22年2月に、全国の財務局等において、各地域の商工会議所・商工会の経営指導員等(中小企業診断士等)574名を対象に、下記の項目について聴き取り調査を実施した。

1. 中小企業への融資姿勢について
  - ・ 主要行に関する評価及びその理由
  - ・ 地域銀行(地方銀行・第二地方銀行)に関する評価及びその理由
  - ・ 協同組織金融機関(信用金庫・信用組合)に関する評価及びその理由
  - ・ 政府系金融機関に関する評価及びその理由
2. 中小企業に対する貸付条件の変更等への対応についての評価及び意見(業態別)
3. 中小企業に対するコンサルティング機能発揮に向けた取組み姿勢についての評価及び意見(業態別)
4. 金融機関のコンサルティング能力についての評価及び意見(業態別)
5. 金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]の認知状況及び意見
6. 「貸出条件緩和債権に該当しない場合の取扱いの拡充」の認知状況及び意見
7. その他中小企業金融の円滑化に関する意見

(注1) 調査対象先は前回と異なり、先数も異なっている(前回は573名)。

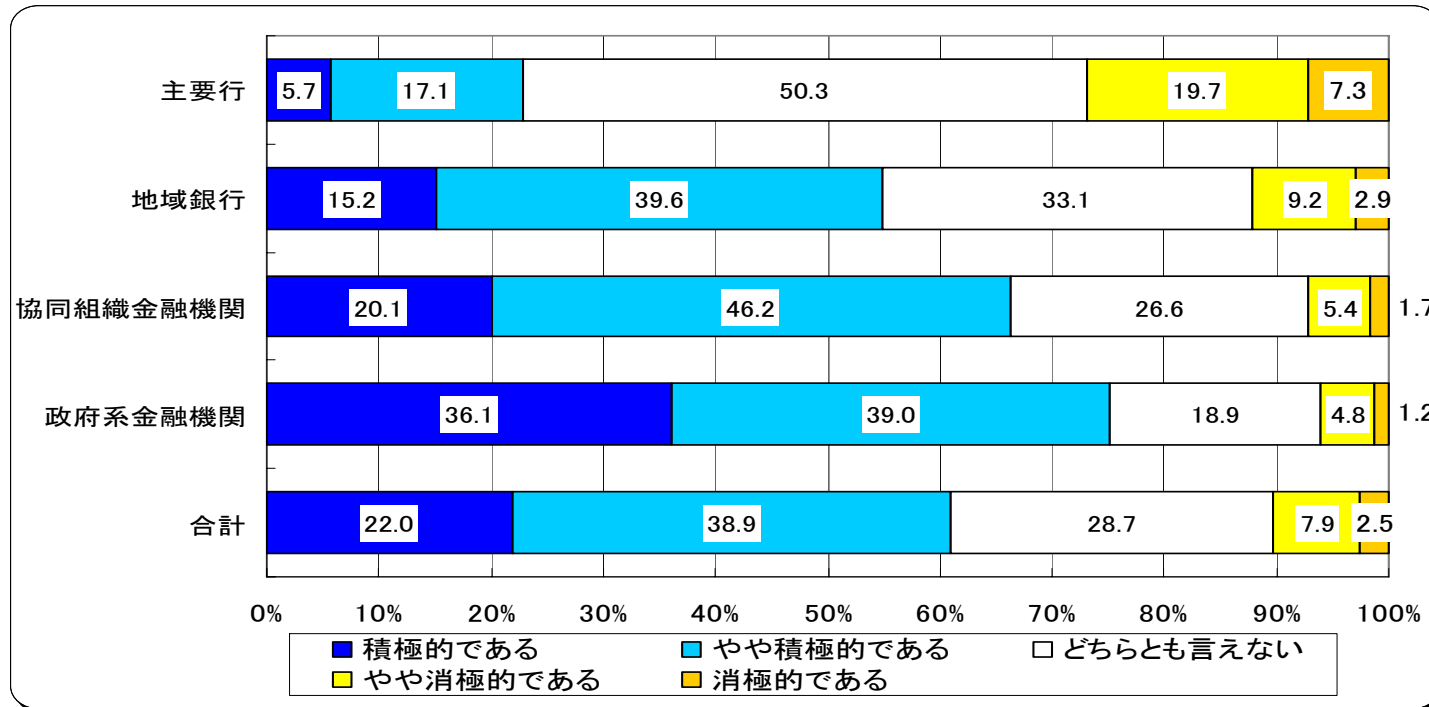
(注2) 1、5及び7は、前回(平成21年8~9月実施)も調査した項目。2、3、4及び6は、今回調査で追加した項目。

## Ⅱ. 調査結果の概要

### 1. 中小企業への融資姿勢について

※ 各業態それぞれの融資姿勢について「わからない」と回答した者が、全回答者 574 名中、主要行について 381 名、地域銀行について 21 名、協同組織金融機関について 41 名、政府系金融機関について 12 名存在。以下 1. の各グラフにおいては、これらの者を除いて集計している。

#### (1) 中小企業への融資姿勢に対する評価(業態別)



(注)「合計」は各業態の回答を単純合計したものの。以下同じ。

○ 積極的評価（「積極的である」及び「やや積極的である」の合計の割合）は、全業態合計で60.9%となっている。なお、前回調査では53.8%であった。

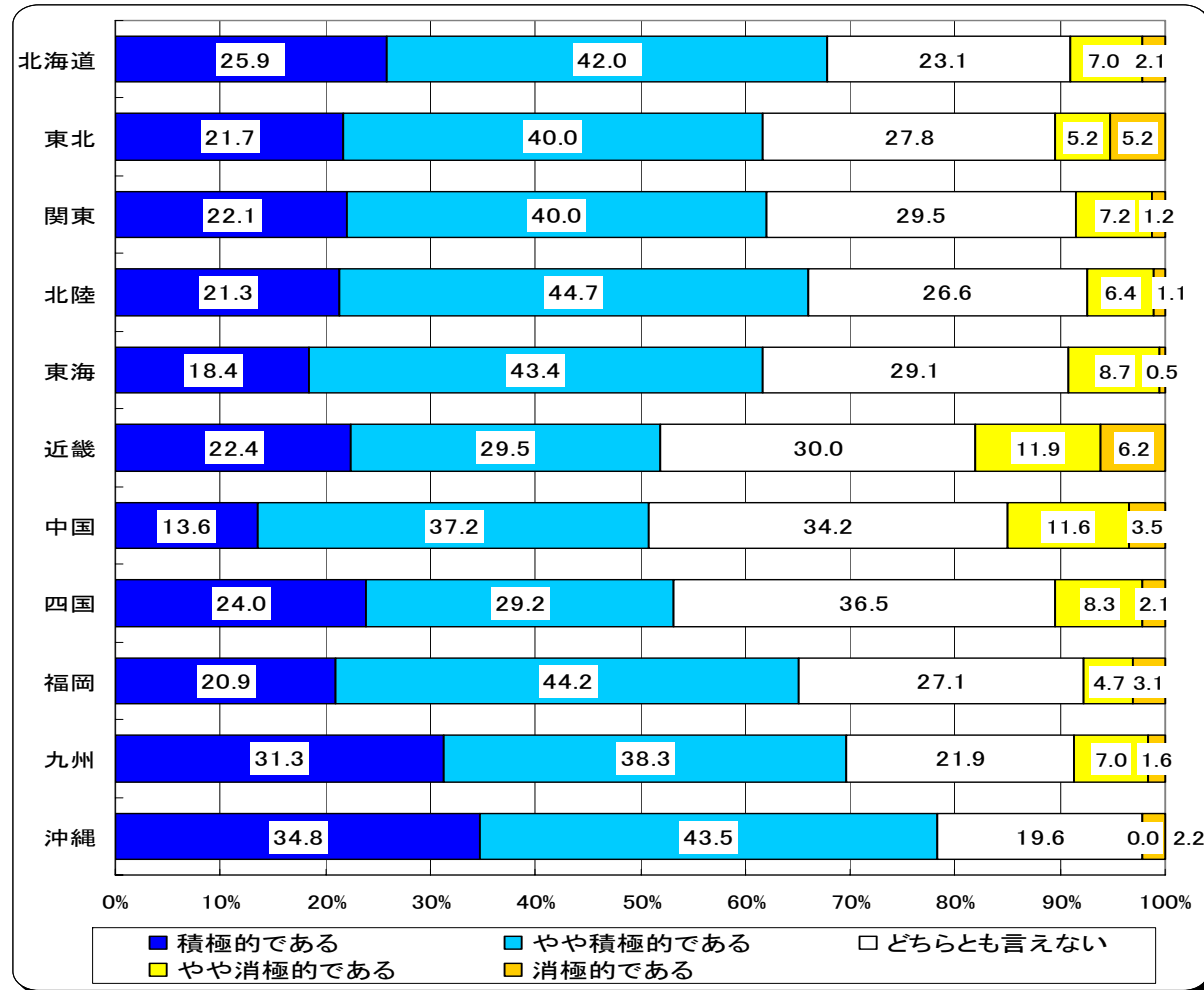
業態別では、政府系金融機関が最も大きく、次いで協同組織金融機関、地域銀行、主要行の順となっている。

○ 消極的評価（「消極的である」及び「やや消極的である」の合計の割合）は、全業態合計では10.4%となっている。なお、前回調査では15.0%であった。

業態別では、主要行が最も大きく、次いで地域銀行、協同組織金融機関、政府系金融機関の順となっている。

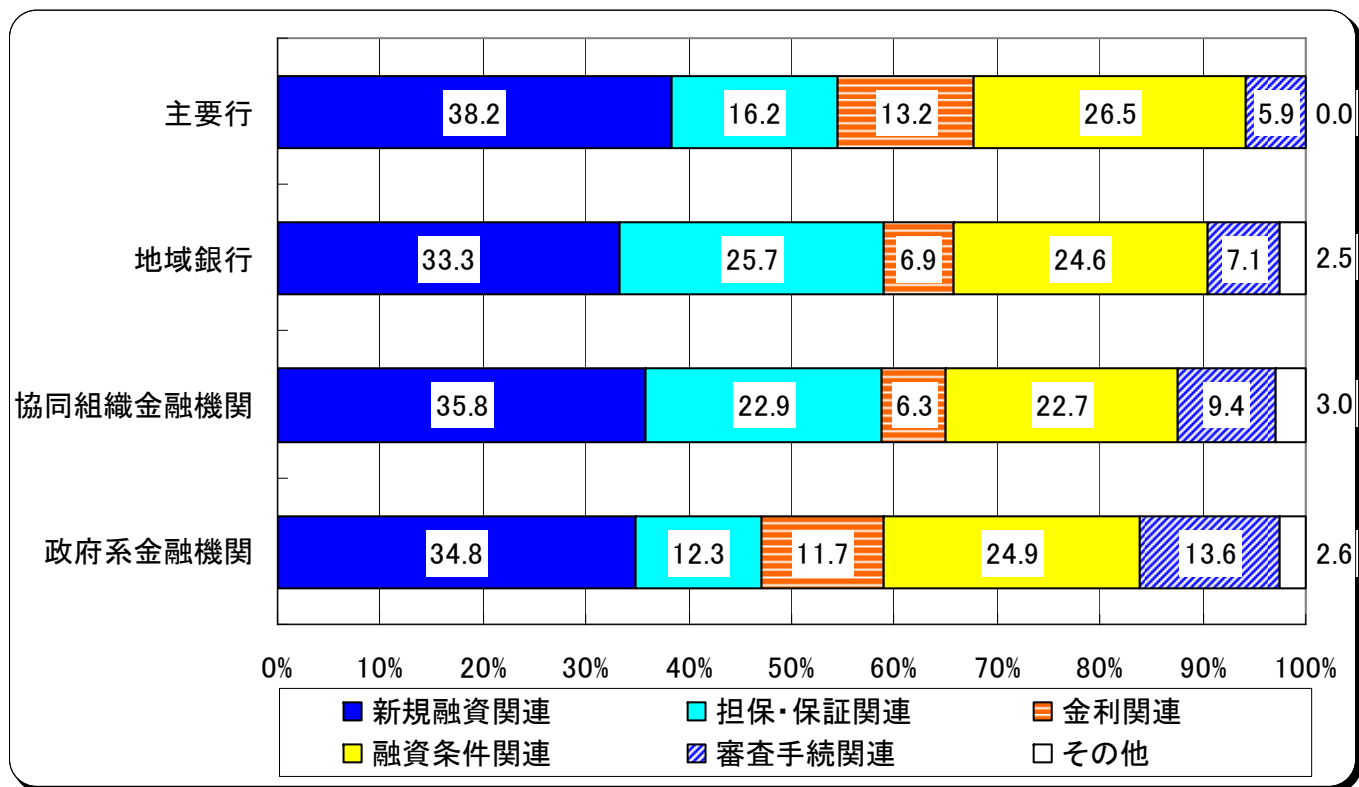
(2) 中小企業への融資姿勢に対する評価(地域別)

※ 地域(財務局等)毎に各業態の回答数を単純合算して集計。



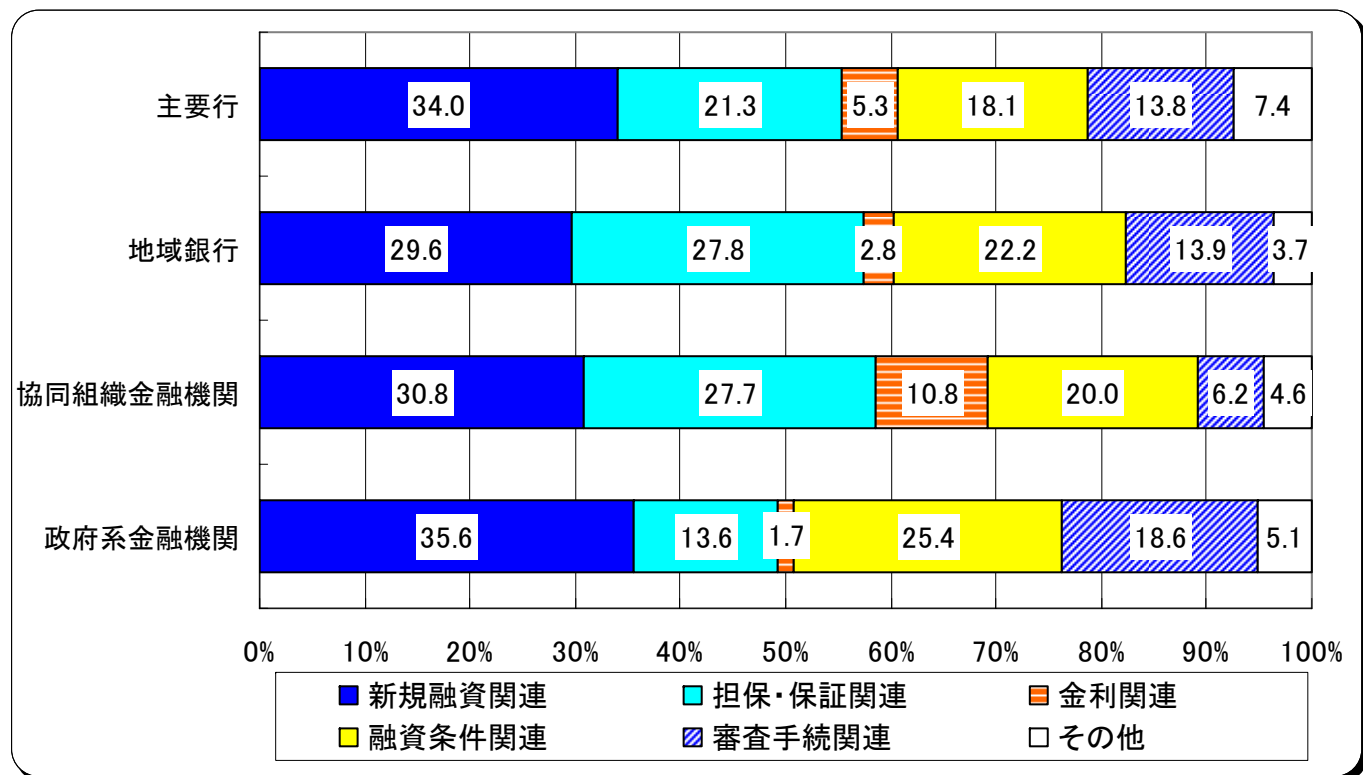
- 積極的評価が最も大きい地域は沖縄であり、次いで九州、北海道、北陸、福岡、関東、東海の順となっている。
- 消極的評価が最も大きい地域は近畿であり、次いで中国、東北、四国、東海、北海道、九州の順となっている。

(3) 「積極的である」、「やや積極的である」を選択した理由



- 主要行、政府系金融機関については、「新規融資関連」が最も多く、次いで「融資条件関連」の順となっている。
- 地域銀行、協同組織金融機関については、「新規融資関連」が最も多く、次いで「担保・保証関連」の順となっている。

(4) 「消極的である」、「やや消極的である」を選択した理由



- 主要行、地域銀行、協同組織金融機関については、「新規融資関連」が最も多く、次いで「担保・保証関連」の順となっている。
- 政府系金融機関については、「新規融資関連」が最も多く、次いで「融資条件関連」の順となっている。

<中小企業への融資姿勢に対する積極的評価に関する主な背景・具体例(業態別)>

【主要行】(積極的評価：22.8%(前回調査13.4%))

- アプローチのなかった中小企業を対象に新規獲得を行うなど、以前よりも新規融資に積極的である。
- 以前と比べて、業績の厳しい先にも積極的に相談にのっている。
- 以前よりは条件変更に応じてくれるようになった。

【地域銀行】(積極的評価：54.8%(前回調査46.6%))

- 保証協会保証付融資、緊急保証制度を活用した融資に積極的である。
- 金融機関側から取引先に対しアピールするなど、融資姿勢は積極的である。
- 制度融資を中心に融資を実行している。
- 頻繁に企業を訪問し、融資について相談にのっている。

【協同組織金融機関】(積極的評価：66.3%(前回調査62.2%))

- 緊急保証制度や地方公共団体の制度融資等に積極的に対応している。
- 新規融資先の掘り起こしを積極的に行っている。また、創業融資にも積極的である。
- 融資相談に速やかに動き、審査も早めで、スムーズに融資決定されている。
- 商工会・商工会議所と情報交換を積極的に行っている。

【政府系金融機関】(積極的評価：75.1%(前回調査67.7%))

- 資金需要に対し、迅速に対応している。
- 新規融資や条件変更等に積極的に対応している。
- セーフティネット貸付について、引き続き積極的に対応している。
- 民間金融機関では難しいと思われる案件でも、積極的に相談に応じている。

<中小企業への融資姿勢に対する消極的評価に関する主な背景・具体例(業態別)>

【主要行】(消極的評価：27.0% (前回調査33.6%))

- 経営内容の良い先にしか貸していない。小規模事業者、不況業種に対しては融資を取り扱ってくれない。
- 新規融資については厳しい姿勢である。
- 決算書の数字だけで判断するようになったため、企業の定性的な面の審査がほとんどできていない。

【地域銀行】(消極的調査：12.1% (前回調査15.5%))

- 目利き能力が発揮されず、担保能力に見合う資金しか提供してくれない。
- 新規融資の申込みには消極的な対応である。
- 保証協会保証付の案件は多いが、プロパー融資が少ない。

【協同組織金融機関】(消極的評価：7.1% (前回調査10.4%))

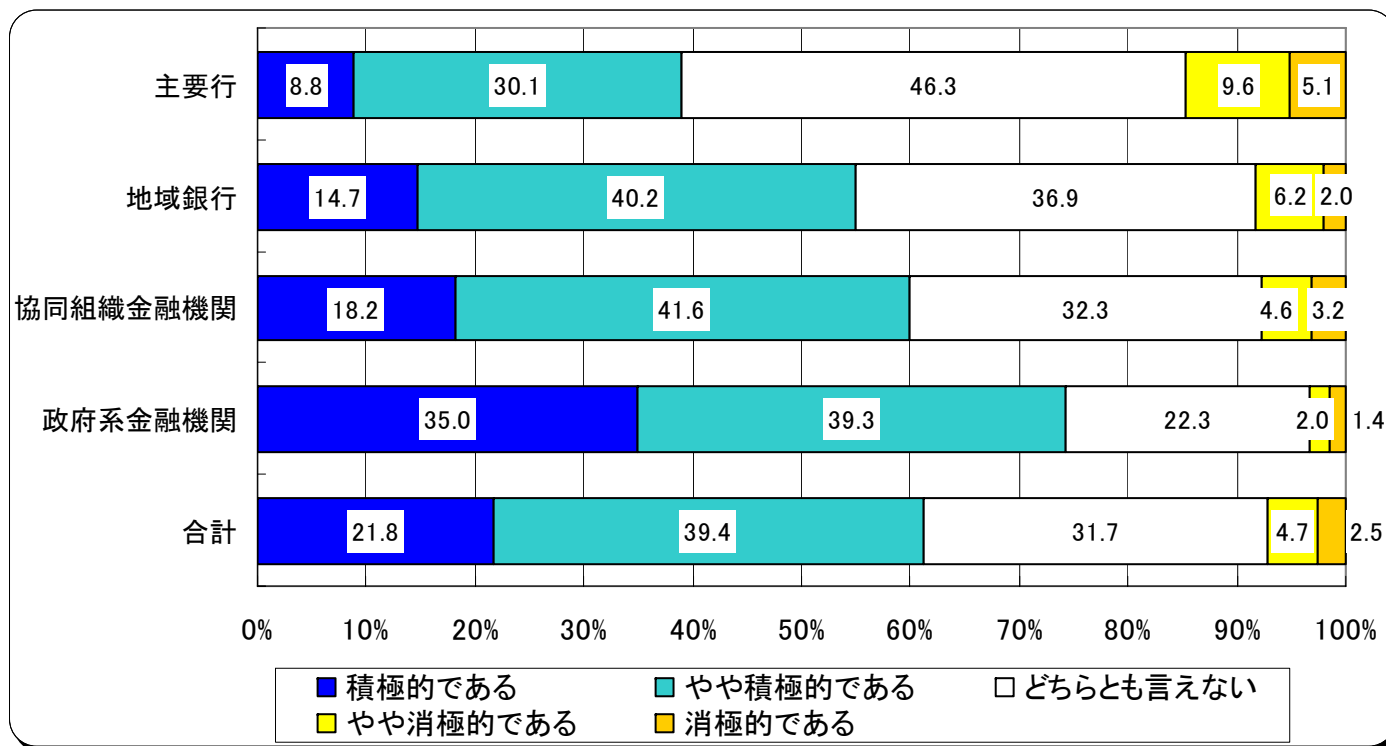
- 景気低迷とそれに伴う経営状態に鑑み、融資姿勢が全般的に慎重になっている。
- 担保などの保全のない案件では、消極的姿勢を感じる。
- 一部の信金・信組において、制度融資の利用が少ない。

【政府系金融機関】(消極的評価：6.0% (前回調査12.0%))

- 審査が厳しく、融資姿勢は消極的に思える。
- 審査期間が長く、対応が遅い。
- セーフティネット貸付の広報は積極的だが、融資は消極的である。

## 2. 中小企業に対する貸付条件の変更等への対応について

※ 各業態それぞれの対応について「わからない」と回答した者が、全回答者 574 名中、主要行について 438 名、地域銀行について 124 名、協同組織金融機関について 141 名、政府系金融機関について 85 名存在。これらの者を除いて集計している。



- 積極的評価（「積極的である」及び「やや積極的である」の合計の割合）は、全業態合計で61.2%となっている。業態別では、政府系金融機関が最も大きく、次いで協同組織金融機関、地域銀行、主要行の順となっている。

<貸付条件の変更等への対応についての積極的評価に関する主な背景・具体例(業態別)>

【主要行】(積極的評価：38.9%)

- 中小企業金融円滑化法の施行以降、条件変更してもらえたという企業が増えている。
- 金融機関側からの提案で条件変更を行った事例もある。
- 顧客の要請に対して迅速に対応している。

【地域銀行】(積極的評価：54.9%)

- 条件変更については、従来から債務者の実情をよく聞いて対応してくれており、事業継続を最優先で考え借入負担の軽減を図っている。
- 担当者が事業者・住宅ローン借入先に出向き、積極的に対応している。
- これまでなら応じられなかったであろう業況の厳しい事業者に対しても条件変更に応じており、中小企業金融円滑化法の施行によって以前よりもさらに条件変更に応じる姿勢になったように感じている。

【協同組織金融機関】(積極的評価：59.8%)

- 中小企業に対する支援に金融機関が積極的に動くようになった。
- 中小企業金融円滑化法の施行に伴い、相談窓口が設けられるなど、中小企業からの相談に真摯に応じている。
- 施行前から条件変更に向向きであったが、施行後はさらに柔軟に対応してくれるようになった。
- 従来あまりみられなかった他の金融機関との連携が図られていると感じる。

【政府系金融機関】(積極的評価：74.3%)

- 条件変更の申込みに迅速に対応してくれる。
- 条件変更の相談に対し真摯に応じている。
- 中小企業金融円滑化法の施行前から積極的に対応している。
- 中小企業者の実情をよく聞き、希望に沿う形の条件変更に応じている。

<貸付条件の変更等への対応についての消極的評価に関する主な背景・具体例(業態別)>

【主要行】(消極的評価：14.7%)

- 地域金融機関との協調意識が低い様子である。
- 条件変更についてのPRがないに等しく、二の足を踏んでいるようだ。

【地域銀行】(消極的評価：8.2%)

- 財務内容の厳しい借手に対しては、貸出に消極的な姿勢が見てとれる。
- 条件変更の書類を提出しても返事が遅く、あまり対応が良くない。
- 条件変更の相談をしても、事業計画の策定ありきで対応に消極的であるほか、企業と一緒に計画を作ろうという姿勢がない。

【協同組織金融機関】(消極的評価：7.8%)

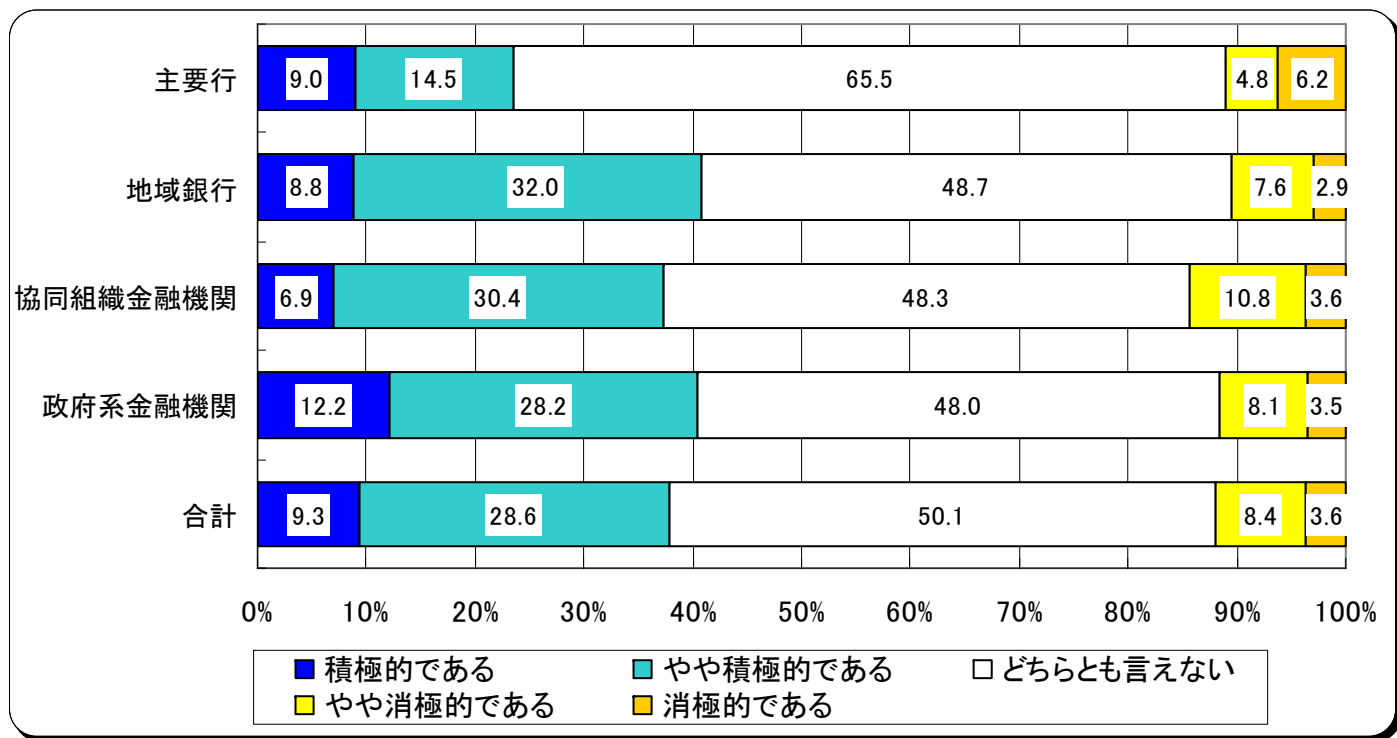
- 中小企業金融円滑化法ができたにもかかわらず、積極的な対応がみられない。
- 条件変更の申込みをしても、なかなか実行してもらえない。
- 地域銀行の取組みよりも消極的な印象がある。

【政府系金融機関】(消極的評価：3.4%)

- 相談があれば耳を貸す程度で、積極的な姿勢はみられない。
- 「中小企業金融円滑化法の対象外」と誤った説明をするなど、他金融機関との連携をする姿勢はみられない。

### 3. 中小企業に対するコンサルティング機能発揮に向けた取組み姿勢

※ 各業態それぞれの取組み姿勢について「わからない」と回答した者が、全回答者 574 名中、主要行について 429 名、地域銀行について 155 名、協同組織金融機関について 156 名、政府系金融機関について 141 名存在。これらの者を除いて集計している。



- 積極的評価（「積極的である」及び「やや積極的である」の合計の割合）は、全業態合計で37.9%となっている。業態別では、地域銀行が最も大きく、次いで政府系金融機関、協同組織金融機関、主要行の順となっている。

<コンサルティング機能発揮への取組み姿勢についての積極的評価に関する主な背景・具体例(業態別)>

【主要行】(積極的評価：23.5%)

- 職員の中小企業診断士資格の取得に積極的である。
- 経営の専門家を相談の場に配置したり、ビジネスマッチングを個別に行うなど積極的に取り組んでいる。

【地域銀行】(積極的評価：40.8%)

- 状況の悪い先に対しても、親身・積極的に対応している。
- コンサルティング専門部署が設置され、商工関係団体と連携して中小企業支援に取り組んでいる。
- 地域力連携拠点事業の活用に向け、潜在需要のある企業を発掘するなど積極的に取り組んでいる。

【協同組織金融機関】(積極的評価：37.3%)

- 中小企業診断士を配置するなど、積極的に経営改善計画の策定をフォローしている。
- コンサルティング能力を発揮するため、地域力連携拠点の中小企業診断士等と連携している。
- 渉外担当者が頻繁に訪問し、経営相談に応じている。

【政府系金融機関】(積極的評価：40.4%)

- 企業の相談に対して、前向きかつ丁寧に対応している。
- 以前にも増して柔軟に対応している。
- 中小企業診断士を支店に配置して、経営全般の指導をしている。

<コンサルティング機能発揮への取組み姿勢についての消極的評価に関する主な背景・具体例(業態別)>

【主要行】(消極的評価：11.0%)

- どのようにコンサルティング機能が発揮されているのか、見えてこない。
- 与信後の管理・フォローが不十分である。

【地域銀行】(消極的評価：10.5%)

- 日常的に企業に対するコンサルティングを行うほどの取組み姿勢は感じられない。
- 小規模企業に対しては消極的だと感じる。

【協同組織金融機関】(消極的評価：14.4%)

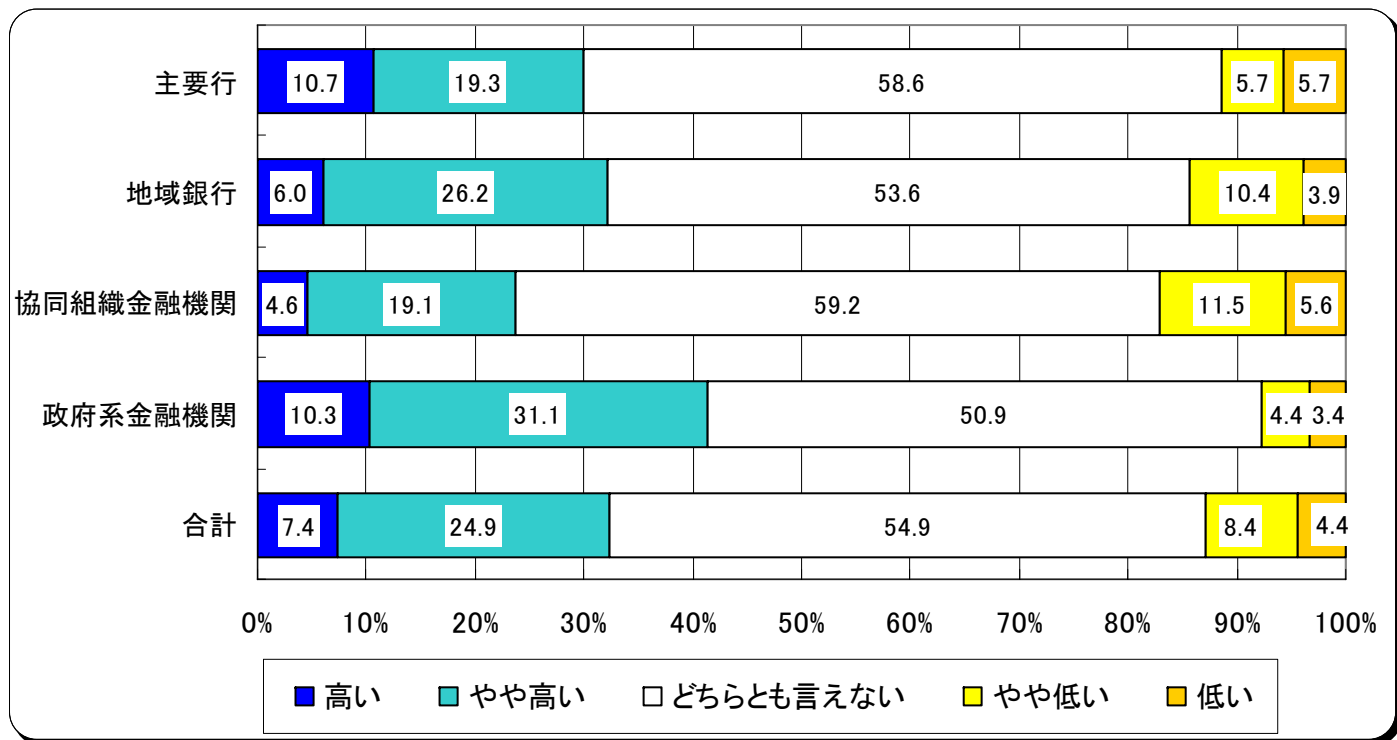
- 規模が小さいこともあり、銀行と比べると消極的である。
- 職員数が減っており、コンサルティング機能が発揮できるような環境ではない。

【政府系金融機関】(消極的評価：11.6%)

- 職員が不足しているため、コンサルティング機能を発揮するには無理がある。
- 融資姿勢に積極性が感じられない。

#### 4. 金融機関のコンサルティング能力についての評価

※ 各業態それぞれのコンサルティング能力について「わからない」と回答した者が、全回答者 574 名中、主要行について 434 名、地域銀行について 188 名、協同組織金融機関について 182 名、政府系金融機関について 165 名存在。これらの者を除いて集計している。



- 積極的評価（「高い」及び「やや高い」の合計の割合）は、全業態合計で 32.3% となっている。業態別では、政府系金融機関が最も大きく、次いで地域銀行、主要行、協同組織金融機関の順となっている。

<コンサルティング能力への積極的評価に関する主な背景・具体例(業態別)>

【主要行】(積極的評価：30.0%)

- 優秀な人材を豊富に持つ主要行は、コンサルティング能力も高いと思われる。ただし、あまりにも内容が高度過ぎ中小企業者がついていけるか疑問な部分もある。
- ビジネスプランの作成に関与するような取組みを行っていることから、コンサルティング能力は高いと考えられる。

【地域銀行】(積極的評価：32.2%)

- 行員に中小企業診断士資格を取得させることに積極的であり、有資格者を増やすことなどにより、その能力は高まっていると思われる。
- 再生に取り組む件数も多く、能力が徐々に向上している。

【協同組織金融機関】(積極的評価：23.7%)

- 職員に中小企業診断士資格を取得させるなど、人材育成に力を入れている。
- 企業の財務内容を細かくチェックし的確なアドバイスを行っている。

【政府系金融機関】(積極的評価：41.4%)

- 企業の業種・特性をよく勉強しており、職員の素質は全般的に高い。
- 決算書類の分析や問題点の指摘などが的確である。

<コンサルティング能力への消極的評価に関する主な背景・具体例(業態別)>

【主要行】(消極的評価：11.4%)

- シンクタンクを持っておりコンサルティング能力はあるはずであるが、中小企業との接点がある現場の職員はそのような能力を持っていない。
- 中小企業の実態を分かっていないように感じられる。

【地域銀行】(消極的評価：14.3%)

- コンサルティング機能の向上に向け努力していると思うが、渉外担当職員の数自体が少ない。また、比較的年齢の若い職員が担当となることもあり、そういった場合、職員の経験不足等により十分なコンサルティングが行えていないように感じる。
- 地方の小さい支店では職員の半分はパートであり、審査も本部で行っているなど、経営指導等はできていない。

【協同組織金融機関】(消極的評価：17.1%)

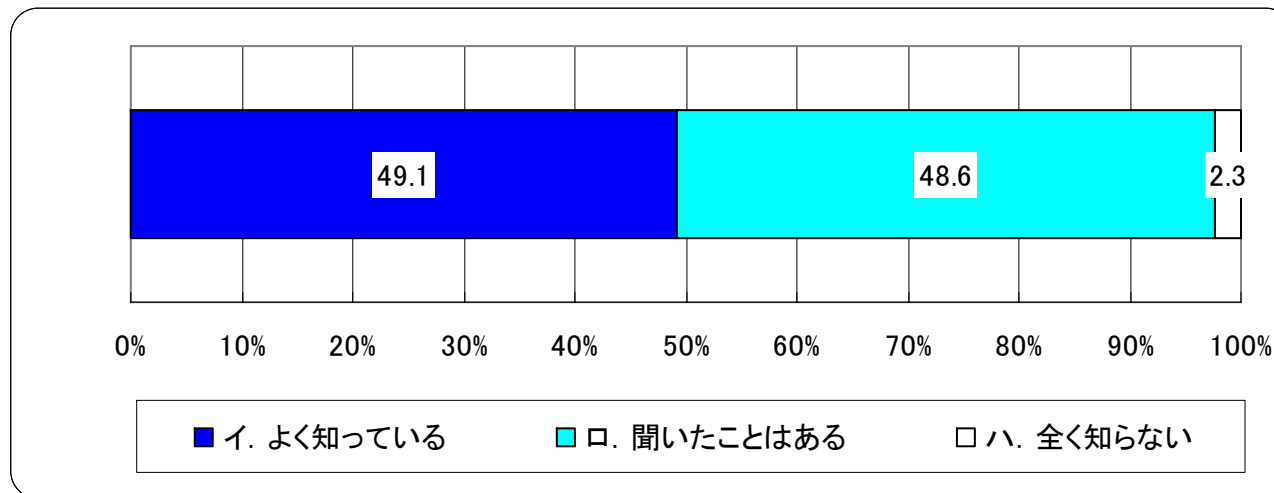
- 企業の現状分析を踏まえた将来への成長戦略の策定など踏み込んだ経営改善指導はできていない。
- 頑張っているが、能力は高いとは言えない。

【政府系金融機関】(消極的評価：7.8%)

- 融資の審査機能しか有しておらず、企業の将来性を考えた具体的なコンサルティングは行えていない。
- 企業の特性にあった柔軟なコンサルティングはできていない。

## 5. 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の内容(注)の認知状況

(注) 金融検査では、金融機関の中小・零細企業向け貸出金の安全性の評価にあたって、中小・零細企業の特徴を踏まえ、その財務状況のみならず、企業と代表者との一体性、企業の技術力や販売力、代表者の資質、経営改善に向けた取組み等に注目し、企業の経営実態を踏まえて柔軟に判断することとなっている。



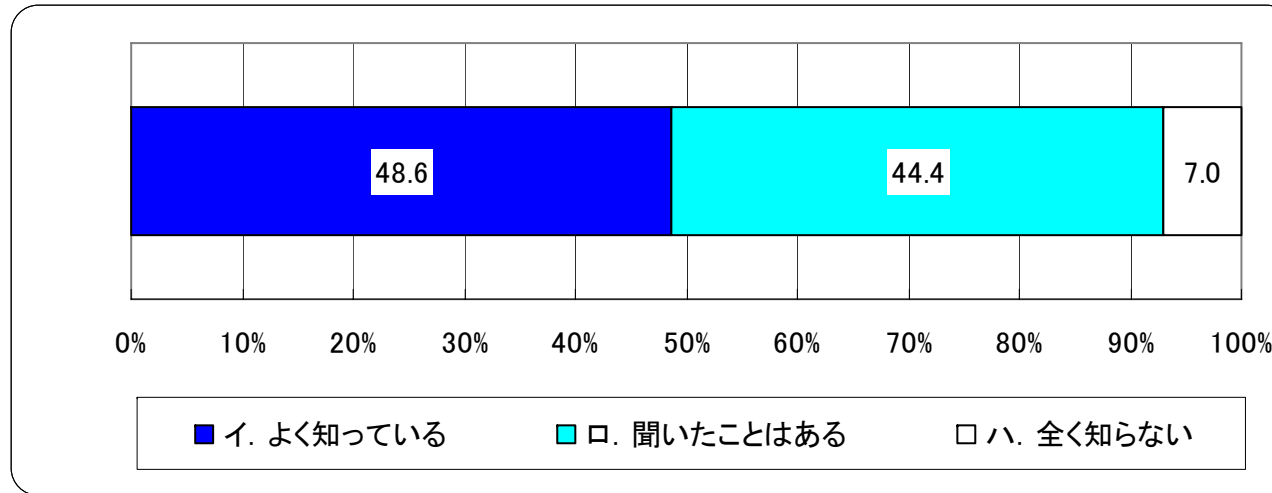
○ 経営指導員等における認知状況（「よく知っている」及び「聞いたことはある」の合計の割合）は、97.7%となっている。

### <寄せられた主な意見>

- 現在の経済環境下においては困難とリスクを伴う事と思うが、こうした柔軟姿勢が貫かれるよう指導してもらいたい。
- 企業向け説明会をもっと開催しても良いと思う。
- 金融機関自らが窓口や営業職員の巡回において中小企業者へ周知すべきである。
- 金融検査マニュアルに関しては商工関係団体主催で勉強会を開くなどして理解を深めている。
- 合理化により支店の外交要員は限られており、手間がかかる中小零細企業の特徴の部分まで把握できる状況になっていない。

## 6. 「貸出条件緩和債権に該当しない場合の取扱いの拡充」(注)の認知状況

(注) 中小企業金融円滑化法の施行に併せて監督指針及び金融検査マニュアルを改定し、貸出条件緩和債権の取扱いに関し、条件変更等を行う際に、経営改善計画等がなくても、最長1年以内に計画等を策定する見込みがあれば、不良債権にならないこととした。



○ 経営指導員等における認知状況（「よく知っている」及び「聞いたことはある」の合計の割合）は、93.0%となっている。

### <寄せられた主な意見>

- まだまだPR不足。マスコミを最大限に利用して中小・零細事業者への周知を図るべきである。
- 金融機関によっては、当該取扱いを中小企業者が理解していないことを利用して、条件緩和をしない場合もあるので、当局から金融機関への一層の指導が必要である。
- 貸出条件の緩和はありがたいが、今後の新規融資を含め他金融機関の対応を懸念している。
- 特に小規模な零細事業者は経営改善計画の策定が困難であることから、金融機関は親身になって経営改善計画の策定を支援すべきである。
- 当該取扱いを中小企業者に浸透させるために、商工会・商工会議所等との連携を強化すべきである。

## 7. その他、中小企業金融の円滑化について、寄せられた主な意見

- 景気が回復し、中小企業の売上げが上がるような施策を期待している。
- 必要に応じ、中小企業金融円滑化法の延長を検討していただきたい。
- 条件変更を申し出ると、新たな借入れが難しくなるのではないかと懸念している中小企業者も多い。
- 条件変更と同時に、中小企業支援のためには新規融資が必要である。
- 中小企業金融円滑化法により、金融機関が条件変更に応じるようになったことは評価できる。
- 金融機関には間口を広げて親身に対応してほしい。
- 一時的な条件変更よりも、返済計画を含めた将来的な金融機関のサポートが必要である。
- 中小企業金融の円滑化に関する一連の施策は有用であり、中小・零細企業まで浸透するよう広報活動に努めていただきたい。
- 中小企業金融円滑化法の対象に、政府系金融機関やノンバンクも含めることも検討してほしい。
- 新しい条件変更対応保証については、もう少し柔軟に対応してほしい。
- 金融支援だけでなく、経営者の経営努力を促すことも重要である。

(以上)